

○住居手当に関する規則

平成7年11月1日

規則第17号

改正	平成11年3月5日	規則第4号
	平成15年12月1日	規則第4号
	平成17年12月22日	規則第6号

平成24年12月20日	規則第2号
令和7年5月29日	規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（平成7年但馬広域行政事務組合条例第16号。以下「条例」という。）第16条の規定による住居手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用除外職員)

第2条 条例第16条第1項第1号の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

(1) 次に掲げる法人から貸与された職員宿舎に居住している職員

ア 地方公共団体

イ 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫

ウ 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人

エ その他管理者が定める法人

(2) 職員の扶養親族たる者（職員の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第13条第2項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

第3条から第4条まで 削除

(配偶者が居住するための住宅から除く住宅等)

第5条 条例第16条第1項に規定する配偶者が居住するための住宅については、第2条第1号に規定する住宅は除くものとする。

(均衡職員の範囲)

第5条の2 条例第16条第1項第2号に規定する均衡上必要があると認められる住宅として規則で定めるものは、単身赴任手当に関する規則（平成7年但馬広域行政事務組合規則第19号）第5条第2項に該当する職員で、同項第2号に規定する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は官署の移転（新たに給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用）の直前の住居であった住宅又はこれに準ずるものとして管理者の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。

(届出)

第6条 新たに条例第16条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は当該要件を具備していることを証明する書類を添付して住居届（様式第1号）により、その居住の実情等を速やかに任命権者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提

出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第7条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときはその届出にかかる事実を確認し、その者が条例第16条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 任命権者は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定にかかる事項を住居手当認定簿（様式第2号）に記載するものとする。

(家賃の算定基準)

第8条 第6条第1項の規定による届出にかかる職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、任命権者は、管理者の定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算出するものとする。

(支給の始期及び終期)

第9条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第16条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第6条第1項の規定による届出がこれにかかる事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行なうものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第10条 任命権者は、現に住居手当の支給を受けている職員が条例第16条第1項たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

(委任)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、平成7年11月1日から施行する。

附 則（平成11年3月5日規則第4号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月1日規則第4号）

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成17年12月22日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月20日規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和7年5月29日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の住居手当に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

様式第1号 (第6条関係)

住 居 届

(年 月 日提出)

管理者様	所属		所属 長印		主な届出の理由 ☐ 新　規 ☐ 住宅の所有関係の変更 ☐ 転　居 ☐ 支給要件の喪失 ☐ 契約関係の変更 （契約の更新を含む） ☐ その他 ☐ 家賃の額の改定（ 上記事実の発生年月日 年　月　日
	職名		氏名		
住居手当に関する規則第6条の規定に基づき、居住の実情、住宅の所有関係等を届めます。 (契約書等証明書類等通添付)					
借家・借間八給与条例第十六条第一項第一号V	契　約　年　月　日	年　月　日	契　約　期　間	年　月　日から 年　月　日まで	
	住　宅　の　所　在　地			住　宅　へ　の　入　居　日	年　月　日
	住　宅　の　種　類	☐ 借家 ☐ 借間 ☐ まかない付下宿		住　宅　の　契　約　面　積	m ²
	住　宅　の　所　有　者	続柄()		住　所	
	住　宅　の　貸　主	続柄()		住　所	
	住　宅　の　名　義　上　の　借　主	☐ 本人 ☐ 扶養親族　氏名()　共同名義人が ☐ いない　氏名() ☐ いる〔()〕			
	家　賃　等	月額円(　年　月　日から)		左記家賃等には ☐ 電気・ガス又は水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代) ☐ 食費等が含まれている。(まかない付き下宿代)	
☐ 借家・借間 ☐ 確認する。 上記のとおり[☐ 確認し、規則第8条に規定する家賃の額に相当する額は、円であることを算定する。					

年	月	日						
職名	氏名		印					
備考								
（「記入上の注意」は裏にあるので参照のこと。）								

記入上の注意事項

- 1 「主な届出の理由」欄には、住居届の主な理由の一について㊞印を付するものとする。
- 2 「家賃等」欄には、権利金・敷金・食費・電気代・ガス代・水道代・共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これらに類するものにかかる借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分にかかる家賃等は含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気・ガス代若しくは水道の料金が含まれている場合（例：光熱費込みの下宿代）又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合（例：まかない付下宿代）で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費・食費等を含めた額（光熱費込みの下宿代又はまかない付下宿代）を記入して差し支えない。なお、この場合には該当するものに㊞印を付するものとする。

